

第6章 ヤングケアラー支援推進計画

1. 計画策定の趣旨

令和6年（2024年）3月、合志市では、「ヤングケアラー支援条例」を制定しました。本条例の中で、支援を総合的かつ計画的に推進するために「ヤングケアラー支援推進計画」を策定することとしており、社会全体でこどもの成長を支えるための環境づくりを行います。

2. ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うとされているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。障がいや病気のある家族や幼いきょうだいの世話をしたり、家族に代わって家事を行ったり、また家計を支えるために労働をしたり、日本語が第一言語ではない家族等のために通訳をしているなどのこども・若者のことをヤングケアラーの例として記載しています。

図 ヤングケアラーとは



資料：こども家庭庁 HP

3. ヤングケアラーの定義

令和6年（2024年）6月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」としてヤングケアラーが明記されました。支援を必要とするヤングケアラーをよりよい支援に繋げていくために、市ではヤングケアラーを「合志市ヤングケアラー支援条例」において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね18歳未満の子ども」と定義しています。

4. ヤングケアラーを取り巻く状況

（１）全国の現状と取組

国においては、令和２年（2020年）～令和４年（2022年）にかけて全国のヤングケアラーに関する実態調査が行われており、小学生（６年生）では6.5%、中学生（２年生）では5.7%がお世話をしている家族がいるという結果が示されています。

また、令和３年（2021年）５月にはヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告によって、福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーに早期に気づき適切な支援につなげるため、「１．早期発見・把握」「２．支援策の推進」「３．社会的認知度の向上」を取り組むべき施策としています。

加えて、令和６年（2024年）６月には子ども・若者育成支援推進法において「ヤングケアラーは国・地方公共団体が各種支援に努めるべき対象」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記されました。

（２）熊本県の現状と取組

熊本県においては、令和３年（2021年）～令和４年（2022年）にかけて県内の実態調査を実施しており、小学生（６年生）では6.3%、中学生（２年生）では3.3%がお世話をしている家族がいるという結果が示されています。

令和４年（2022年）７月から、熊本県ヤングケアラー相談支援センターを開設し、コーディネーターの配置による相談対応やピアサポート等の相談支援、オンラインサロンの設置・運営、関係機関等を対象とした研修会の開催などを実施し、ヤングケアラーへの支援を推進しています。

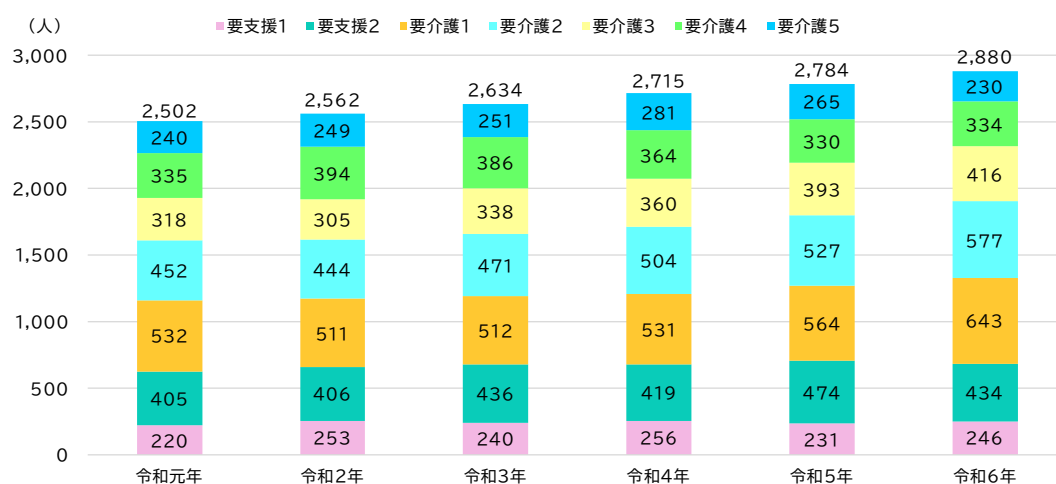
(3) 合志市の現状

上記のような国・県の取組が進められるなか、合志市においても、要支援・要介護者数、障がい者数の増加や、ひとり親世帯、外国人人口や世帯数の増加など社会状況が変化しており、ケアを行うことも増加していることが懸念されます。また市では、令和6年度（2024年度）に小学4年生から中学3年生までを対象とした実態調査を実施しました。（実態調査の結果詳細については62ページ参照）

①要支援・要介護者数の推移

要支援・要介護者数については、令和元年（2019年）には2,502人という現状ですが、令和6年（2024年）には2,880人となっており、378人増加しています。

図1. 合志市における要支援・要介護者の推移

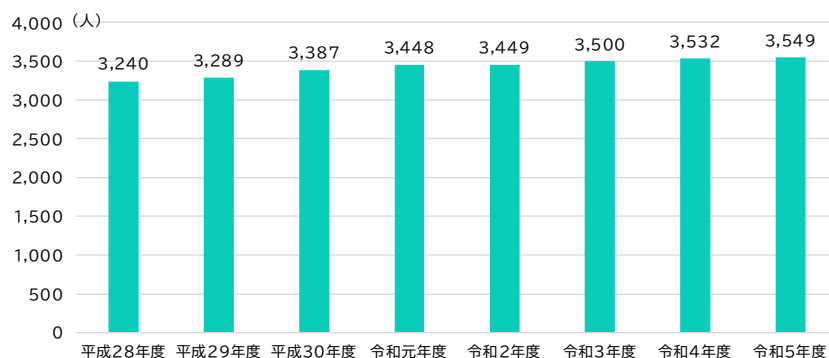


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和5年度、令和6年度は「介護保険事業状況報告（月報）」）

②障害者手帳所持者数と対人口比の推移

障害者手帳所持者数については、増加傾向で推移しており、平成28年度（2016年度）の3,240人から、令和5年度（2023年度）は3,549人と309人増加しています。

図2. 合志市における障害者手帳所持者数の推移

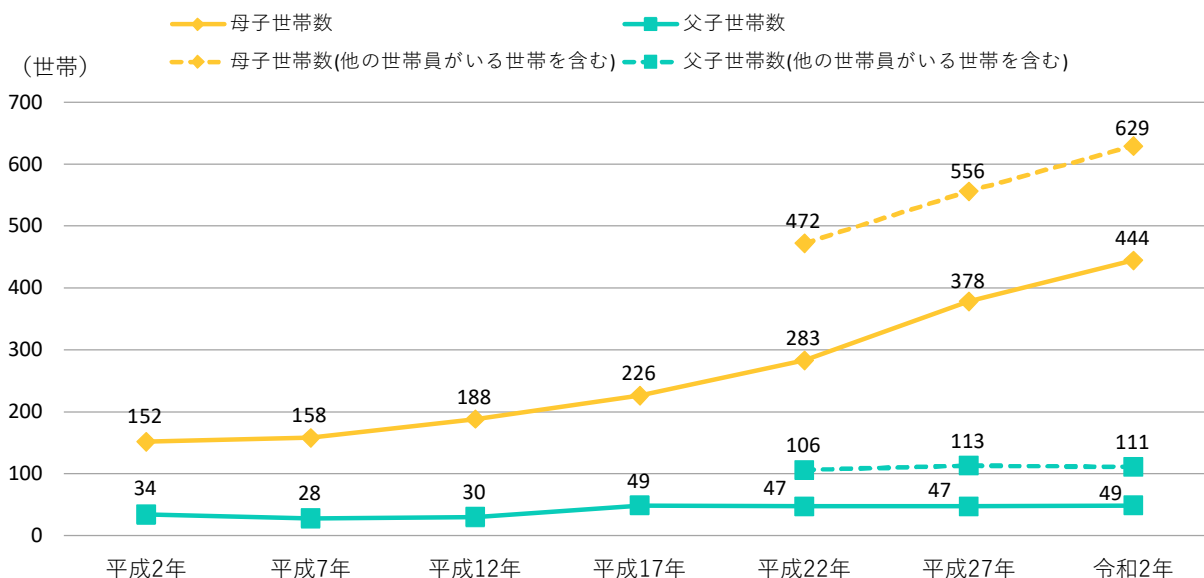


資料：第4期合志市障がい者計画

③母子・父子世帯数の推移（再掲）

母子世帯数（母子のみで構成される世帯）をみると、平成12年（2000年）ごろから増加傾向となり、その後急速に増加を続け令和2年（2020年）には444世帯となっています。父子世帯（父子のみで構成される世帯）については、直近では50世帯ほどで大きな増減は見られません。

図3. 合志市における母子・父子世帯数の推移



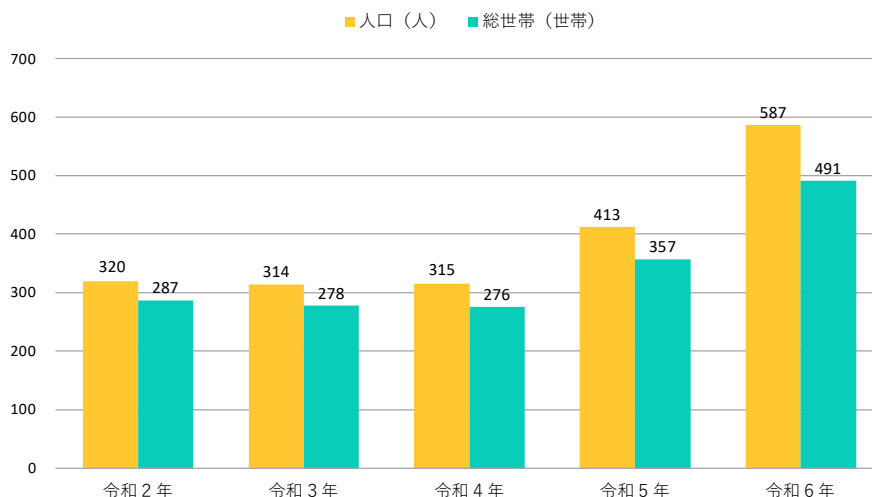
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※平成22年（2010年）調査から、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員（20歳以上の子どもを除く。）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」としている。

④外国人及び外国人世帯の推移

外国人及び外国人世帯数の推移をみると、令和5年（2023年）以降増加しており、令和6年（2024年）には外国人人口が587人、世帯数が491世帯となっており、令和2年（2020年）と比べて人口が267人、世帯数が204世帯増加しています。

図4. 合志市における外国人及び外国人世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 課題点のまとめ

上述の現状及び実態調査の結果を踏まえ、本市のヤングケアラーを取り巻く現状及び課題を以下、整理します。

①関係機関と連携した早期把握の取組

家族の世話をしている小学生のなかで、特にきょうだいの世話をしている割合が7割程度と高いほか、両親の世話をしている割合も2～3割と高くなっています。中学生においてもきょうだいの世話をしている割合が高く、小学生・中学生ともに遅刻や早退・欠席など学校生活にも影響を与えています。そのため、学校をはじめ関係機関と連携した早期把握の取組を進めていくことが重要です。

②相談の場の整備と相談に関する周知・啓発

相談の経験については、相談した経験がある人は2割程度となっています。また、相談をしない理由については、誰かに相談するほどの悩みではないと考える人が多い現状ですが、誰に相談して良いか分からない、相談できる人がいない、話しにくいなど考える児童・生徒も一定数いることや、相談しても変わらないと思うという悲観的な回答の割合も1割程度あることから、相談の場の必要性とともに、実際の相談例の紹介や相談しやすさを含めた、周知・啓発が必要です。

③子育て支援・介護サービス等の支援の充実

世話をしている家族がいる人の中には、時間的に余裕がなく、自分の時間が取れないことに悩みを抱えている人が一定数いることが明らかとなりました。世話を必要とする人自身に対するケアを充実させることで、必要な人へ支援を届けることが結果としてヤングケアラーの負担軽減につながると考えられるため、子育て支援や介護サービス等の支援が必要な人に行き届くよう、支援の充実が必要です。

④ヤングケアラーの認知度向上の取組

ヤングケアラーという言葉の認知度は、小学生・中学生ともに「聞いたことがない」が最も高い現状です。また、聞いたことがある人の中でも、内容についてもよく知っている人は全体の2割に満たず、認知度を高めていくことが必要です。

5. ヤングケアラー支援に関する基本理念と基本方針

上述の現状や課題点を踏まえ、本計画における基本理念と基本方針を以下のとおり設定します。

基本理念

だれもがこどもらしく 学び育ち
未来にむかうまち こうし

基本方針① ヤングケアラーの早期把握

基本方針② ヤングケアラーと支援が必要な方への支援の推進

基本方針③ ヤングケアラーに関する広報・啓発

6. ヤングケアラー支援に関する具体的施策

基本方針に基づき、基本理念を達成するため、以下の具体的な取組を実施します。

取組	取組内容
ヤングケアラーの早期把握 【関係課】 こども家庭課、学校教育課	実態把握のためのアンケート等による調査を実施し、ヤングケアラーと思われるこどもの早期発見に努め、関係機関等と協働し必要な支援を行います。
支援体制の構築 【関係課】 こども家庭課、学校教育課	「合志市ヤングケアラー支援条例」に基づき、ヤングケアラーへの支援を推進するため、保護者、市民等、学校及び関係機関と連携を図ります。また、ヤングケアラーに関する情報の集約や関係機関等との連絡調整を通じて、必要に応じた支援を講じます。
ヤングケアラー世帯への訪問支援 【関係課】 こども家庭課	支援を必要としている児童等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
ヤングケアラーに関する周知啓発 【関係課】 こども家庭課、学校教育課	ヤングケアラーを早期把握し、必要な支援につなげていくためには、学校や関係機関の周囲の人々がヤングケアラーにいち早く気づくことが大切です。また、自身がヤングケアラーであると認識できていないこどもが、支援が必要であることに気づけるよう、リーフレットの配布・説明などを通して周知啓発に取り組みます。

取組	取組内容
支援が必要な人への情報提供の推進 【関係課】 こども家庭課	ヤングケアラーの負担を軽減していくためには、支援が必要な人に対して、市が実施する支援を確実に届けていくことが必要です。関係機関と連携して、支援が必要な人への情報提供を推進します。
スクールソーシャルワーカーとの連携の推進 【関係課】 学校教育課	学校に対し、会議等のなかで相談窓口となるスクールソーシャルワーカーの活用、各種相談機関との連携を推進します。